

令和8年度佐賀県准看護師試験実施要領

1 試験日時等

- (1) 実施日 令和9年2月16日（火曜日）
 - (2) 着席時間 午後1時
 - (3) 事前説明 午後1時10分から午後1時30分まで
 - (4) 試験時間 午後1時30分から午後4時まで
 - (5) 途中入室 試験開始後30分（午後2時）まで入室受験可
 - (6) 途中退席 試験開始後60分（午後2時30分）から試験終了10分前（午後3時50分）まで退席可
- ※災害事故等の発生により、試験開始時間を遅らせる場合や途中退席ができない場合があります。

2 試験場所

グランデはがくれ 佐賀市天神2丁目1番36号

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

佐賀県内の養成所等を卒業又は修業（令和9年3月末までに卒業（修業）見込みの者を含む）若しくは佐賀県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者に限ります。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和9年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和9年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者その他3年以上当該学科を修めた者（令和9年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和9年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和9年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、佐賀県知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 試験方法

四肢択一方式による筆記試験

6 受験手続

(1) 担当課

佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7569

電子メールアドレス imu@pref.saga.lg.jp

(2) 受験願書の請求

受験願書は、(1)の担当課に郵送又は直接来庁して請求してください。直接来庁される場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの間に限ります。郵便請求の場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書きし、返信用封筒を同封してください。返信用封筒は角形2号（縦33.2センチメートル横24センチメートル）とし、宛先及び郵便番号を明記の上、180円分（複数部を請求する場合は必要相当額）の切手を貼付してください。

また、複数人分をまとめて請求する場合は、請求人全員の名簿（任意様式に、住所・氏名を記載したもの）を同封してください。

(3) 受験願書の受付期間

令和9年1月4日（月曜日）から同月8日（金曜日）までの午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、令和9年1月8日（金曜日）の消印まで有効とします。

(4) 受験願書の提出先

(1)に同じ。

郵送による場合は、封筒に「准看護師試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留で送付してください。

(5) 試験手数料

6,900円

受験願書の所定の欄に佐賀県収入証紙を貼付してください（消印はしないでください）。

なお、佐賀県収入証紙の購入が困難な場合は、定額小為替証書又は普通為替証書（受取人は指定しないこと。）を添付してください。この場合においては、佐賀県収入証紙の購入を県に委託されたものとして取り扱います。（定額小為替証書及び普通為替証書は、ゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局で入手可能です。）

受験願書受理後は、既納の手数料は返還しません。

(6) 提出書類

ア 受験願書

写真は、出願前6か月以内に脱帽、正面及び上半身を撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを写真欄に貼り付けてください。

イ 受験資格を有することを証明する書類

(ア) 修業証明書又は卒業証明書、修業見込み証明書又は卒業見込み証明書

(イ) 4の(6)に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写し（原本も持参すること。）

- (ウ) 4の(7)に該当する者は、佐賀県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し（原本も持参すること。）

ウ 返信用封筒

受験票送付に必要なため、長形3号（縦12センチメートル、横23.5センチメートル）の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、460円分（簡易書留郵便料金を含む。）の切手を貼り付けてください。

なお、複数名分の受験票の返送を希望される場合は、レターパックを御準備ください。

7 受験票の交付

- (1) 原則として、各准看護師養成所宛てに一括送付します。個人受付分は、個人宛てに郵送します。
令和9年1月29日（金曜日）までに届かないときは、6の(1)の担当課まで電話にてお問い合わせください。
- (2) 試験会場は、受験票により通知します。
- (3) 受験票は、試験当日必ず持参してください。

8 受験の無効

受験願書提出の際、修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、令和9年3月5日（金曜日）までに、修業証明書又は卒業証明書を提出してください。期限までに提出されない場合、当該者の受験は無効とします。ただし、提出期限以後に卒業式が施行される等の場合において、事前に佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室長まで申し出を行い、必要とする書類を提出したときはこの限りではありません。

9 合格発表

令和9年3月10日（水曜日）午前10時に合格者の受験番号を佐賀県ホームページに掲載します。

(<https://www.pref.saga.lg.jp>)

また、合格者には、合格証書を交付します。

なお、電話による試験結果の問い合わせには応じません。

10 試験結果に係る個人情報の開示請求

佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定に基づく個人情報の開示請求等の特例に係る事務取扱要領により開示します。

なお、電話による開示請求は受け付けできません。

- (1) 開示を行う内容 科目別得点及び総合得点
- (2) 開示を行う期間 合格発表から1か月間（令和9年3月10日（水曜日）から4月9日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分（令和9年3月10日（水曜日）は午前10時）から午後5時15分まで）
- (3) 開示を行う場所 佐賀県健康福祉部医務課医療人材政策室
- (4) 開示請求できる者 受験者本人に限る（受験票を持参すること。）。
- (5) 開示の方法 閲覧